

下水道への接続は指定工事店へ

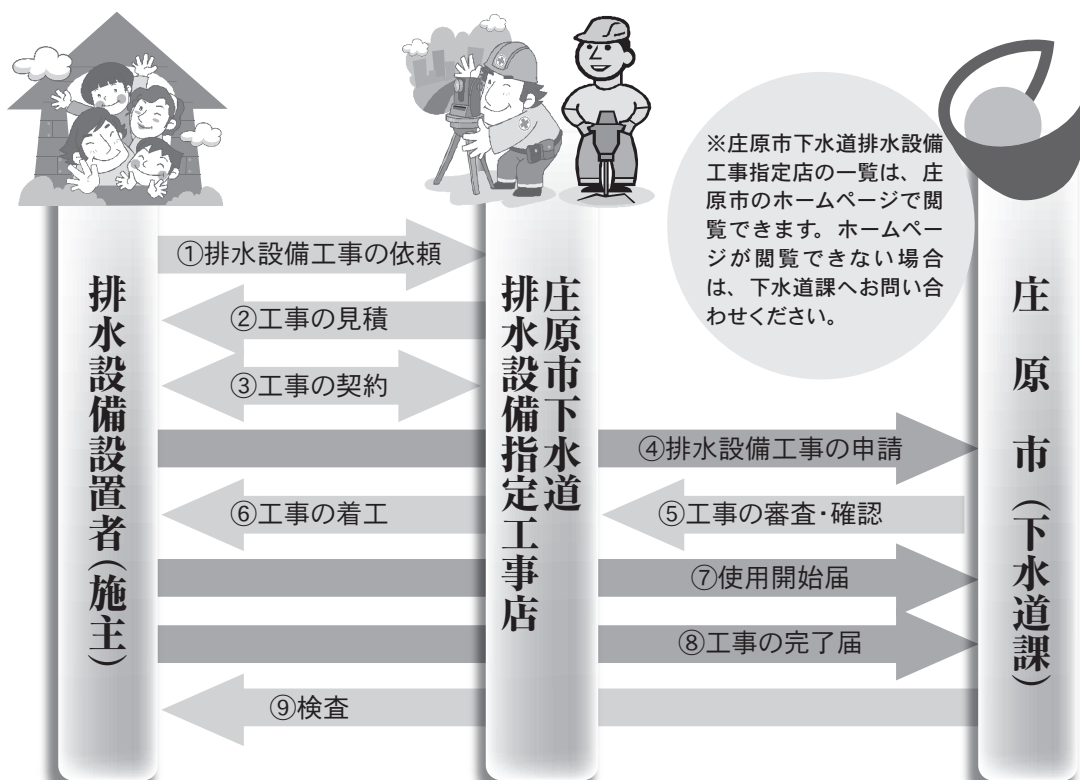
下水道課管理係 ☎0824-73-1175

下水道本管や終末処理場などを適正に管理するため、庄原市の条例で、下水道への接続工事（排水設備工事）は、庄原市下水道排水設備指定工事店でなければ施工できないことになっています。

この指定工事店は、技術者の資格や、工事の施工に必要な設備の有無などを庄原市が確認し、登録した工事店です。

公共下水道、農業集落排水の供用開始区域の方で、下水道への接続工事を行う場合は、必ず指定工事店へ依頼してください。また、工事を施工する時には、市への事前手続きが必要になります。（申請書類の作成・提出は指定工事店が代行します。）市は、申請書類により、誤接続や不適切な施工とならないよう審査・確認します。無断工事や不正接続が確認された場合は、手直し工事が発生するばかりでなく、条例で罰則も定められています。

※排水設備とは、台所、風呂、水洗トイレなどの汚水を公共マスに流すために設置する排水管、汚水マスなどのことです。



ブライダルサポートセンター[結婚相談所]開設

女のいい
男の出会い

10月から庄原市社会福祉協議会がブライダルサポートセンターを開設し、市も連携して男女の出会い事業を推進します。

このサポートセンターでは、庄原市で暮らすことができる男女の自己紹介カードの登録を受け付け、専属の相談員がコーディネートすることで独身者の出会いを支援します。

また、電話や庄原市ふれあいセンターの相談室で定例相談も受けます。登録や相談は無料です。お気軽にご相談ください。

定例相談日

毎週月曜日13時30分～16時30分
ところ 庄原市ふれあいセンター
(庄原市西本町四丁目5番26号)

※詳しくは、庄原市社会福祉協議会または市役所商工観光課まで資料請求ください。なお、定例相談日の曜日や時間帯の都合が悪い場合はご連絡ください。

問い合わせ

庄原市社会福祉協議会

☎0824-727120

商工観光課定住推進係

☎0824-73-1178

